



宮 崎 県 公 報

平成26年10月3日（金曜日）号外 第46号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課） 1	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 18

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第53号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
薬事法の改正及び新たな県有施設の設置に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成26年11月25日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
母子及び寡婦福祉法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第53号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 （1）～（192） [略] （193）薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査 薬局開設許可申請手数料 （194）薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 薬局開設許可更新申請手数料	（手数料） 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 （1）～（192） [略] （193） <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）</u> 第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査 薬局開設許可申請手数料 （194） <u>医薬品医療機器等法</u> 第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 薬局開設許可更新申請手数料

(194)の2 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査 医薬品製造販売業許可申請手数料

(194)の3 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造販売業許可申請手数料

(194)の4 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第1項の規定に基づく化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査 化粧品製造販売業許可申請手数料

(194)の5 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第1項の規定に基づく医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査 医療機器製造販売業許可申請手数料

(194)の6 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の7 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の8 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の9 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第12条第2項の規定に基づく医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器製造販売業許可更新申請手数料

(195) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品製造業の許可の申請に対する審査 医薬品製造業許可申請手数料

(196) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品製造業の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可申請手数料

(197) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第1項の規定に基づく化粧品製造業の許可の申請に対する審査 化粧品製造業許可申請手数料

(198) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第1項の規定に基づく医療機器製造業の許可の申請に対する審査 医療機器製造業許可申請手数料

(199)及び(200) 削除

(201) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第3項の規定に基づく医薬品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造業許可更新申請手数料

(202) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可更新申請手数料

(194)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査 医薬品製造販売業許可申請手数料

(194)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造販売業許可申請手数料

(194)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査 化粧品製造販売業許可申請手数料

(194)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造販売業許可更新申請手数料

(195) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品製造業の許可の申請に対する審査 医薬品製造業許可申請手数料

(196) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品製造業の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可申請手数料

(197) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品製造業の許可の申請に対する審査 化粧品製造業許可申請手数料

(198)から(200)まで 削除

(201) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造業許可更新申請手数料

(202) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可更新申請手数料

(203) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第3項の規定に基づく化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造業許可更新申請手数料

(204) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第3項の規定に基づく医療機器製造業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器製造業許可更新申請手数料

(205)から(211)まで 削除

(212) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品製造所に係る医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(213) [略]

(214) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品製造所に係る医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(215) [略]

(216) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第6項の規定に基づく化粧品製造所に係る化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(217) [略]

(218) 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第13条第6項の規定に基づく医療機器製造所に係る医療機器製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医療機器製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(218)の2 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認申請手数料

(218)の3 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認申請手数料

(218)の4 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器が政令で定められるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が同条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認を受けようとするとき受けなければならない調査 医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認申請時GMP適合性調査手数料

(218)の5 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器が政令で定められるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が同条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない調査 医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的GMP適合性調査手数料

(218)の6 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第

(203) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造業許可更新申請手数料

(204)から(211)まで 削除

(212) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品製造所に係る医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(213) [略]

(214) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品製造所に係る医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(215) [略]

(216) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品製造所に係る化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(217) [略]

(218) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認申請手数料

(218)の2 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認申請手数料

(218)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認申請時GMP適合性調査手数料

(218)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認取得後の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料

(218)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が

14条第9項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の7 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の8 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第14条第9項において準用する同条第6項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器が政令で定められるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が同条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認事項の一部を変更しようとするとき受けなければならない調査 医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料

行う医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第9項において準用する同条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料

(218)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査 医療機器製造販売業許可申請手数料

(218)の9 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料

(218)の10 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器製造販売業許可更新申請手数料

(218)の11 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(218)の12 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器製造業の登録の申請に対する審査 医療機器製造業登録申請手数料

(218)の13 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項の規定に基づく体外診断用医薬品製造業の登録の申請に対する審査 体外診断用医薬品製造業登録申請手数料

(218)の14 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器製造業の登録の更新の申請に対する審査 医療機器製造業登録更新申請手数料

(218)の15 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項の規定に基づく体外診断用医薬品製造業の登録の更新の申請に対する審査 体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料

(218)の16 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品製造販売業の許可の申請に対する審査 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料

(218)の17 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生

(219) [略]

(220) 薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 医薬品販売業許可申請手数料

(221) 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品販売業許可更新申請手数料

(222) 薬事法第26条第3項ただし書の規定に基づく医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査 医薬品販売先等変更許可申請手数料

(223) 薬事法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付、書換え交付又は再交付 医薬品配置販売従事者身分証明書の交付、書換え交付又は再交付手数料

(223)の2 薬事法第36条の8第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 登録販売者試験手数料

(223)の3 薬事法第36条の8第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第9号)附則第3条第2項の規定による登録を含む。)の申請に対する審査 販売従事登録申請手数料

(223)の4 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料

(223)の5 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料

(223)の6 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器修理業の許可の申請に対する審査 医療機器修理業許可申請手数料

(223)の7 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第40条の2第3項の規定に基づく医療機器修理業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器修理業許可更新申請手数料

(223)の8 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器修理業事業所に係る医療機器修理業の医療機器修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料

(223)の9 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器が政令で定められるものであるときは、その物の製造所

医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料

(219) [略]

(220) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 医薬品販売業許可申請手数料

(221) 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品販売業許可更新申請手数料

(222) 削除

(223) 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付又は再交付 配置従事者身分証明書の交付、書換え交付又は再交付手数料

(223)の2 医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 登録販売者試験手数料

(223)の3 医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 販売従事登録申請手数料

(223)の4 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料

(223)の5 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料

(223)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器修理業の許可の申請に対する審査 医療機器修理業許可申請手数料

(223)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定に基づく医療機器修理業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器修理業許可更新申請手数料

(223)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器修理業事業所に係る医療機器修理業の医療機器修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料

(223)の9 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査 再生医療等製品販売業許可申請手数料

(223)の10 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

(223)の11 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理

における製造管理又は品質管理の方法が同法第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、製造しようとするとき受けなければならない調査
輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造時GMP適合性調査手数料

(223)の10 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器が政令で定められるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が同法第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない調査 輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的GMP適合性調査手数料

(223)の11 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可に係る同令第5条の規定に基づく許可証の書換え交付 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料

(223)の12 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可に係る同令第6条の規定に基づく許可証の再交付 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の再交付手数料

(223)の13 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可に係る同令第12条の規定に基づく許可証の書換え交付 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可証の書換え交付手数料

(223)の14 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可に係る同令第13条の規定に基づく許可証の再交付 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可証の再交付手数料

(223)の15 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付 販売従事登録証の書換え交付手数料

(223)の16 薬事法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付 販売従事登録証の再交付手数料

の方法の基準に係る製造時の適合性調査 輸出用医薬品又は医薬部外品の製造時GMP適合性調査手数料

(223)の12 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る製造開始後の適合性調査 輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料

(223)の13 医薬品医療機器等法施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 薬局開設許可証書換え交付手数料

(223)の14 医薬品医療機器等法施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 薬局開設許可証再交付手数料

(223)の15 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第5条の規定に基づく許可証の書換え交付 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料

(223)の16 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第6条の規定に基づく許可証の再交付 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料

(223)の17 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第12条の規定に基づく許可証の書換え交付 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料

(223)の18 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第13条の規定に基づく許可証の再交付 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付手数料

(223)の19 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第37条の2の規定に基づく許可証の書換え交付 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料

(223)の20 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第37条の3の規定に基づく許可証の再交付 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料

(223)の21 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録に係る医薬品医療機器等法施行令第37条の9の規定に基づく登録証の書換え交付 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料

(223)の22 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録に係る医

- (224) 薬事法施行令第45条の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料
- (225) 薬事法施行令第46条の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料
- (225)の2 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器修理業の許可に係る同令第55条において準用する同令第12条の規定に基づく許可証の書換え交付 医療機器修理業許可証書換え交付手数料
- (225)の3 薬事法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器修理業の許可に係る同令第55条において準用する同令第13条の規定に基づく許可証の再交付 医療機器修理業許可証再交付手数料

(226)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業 技術セ ンター 、食品 開発セ ンター 及び機 械技術 センタ	[略]	[略]		[略]	
	食 品 関 係 機 械 器 具	露点制御式乾燥 装置	[略]		

- 品医療機器等法施行令第37条の10の規定に基づく登録証の再交付 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料
- (223)の23 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う再生医療等製品の製造販売業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第43条の4の規定に基づく許可証の書換え交付 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料
- (223)の24 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う再生医療等製品の製造販売業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第43条の5の規定に基づく許可証の再交付 再生医療等製品の製造販売業許可証再交付手数料
- (224) 医薬品医療機器等法施行令第45条の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料
- (225) 医薬品医療機器等法施行令第46条の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料
- (225)の2 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器修理業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する医薬品医療機器等法施行令第37条の9の規定に基づく許可証の書換え交付 医療機器修理業許可証書換え交付手数料
- (225)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医療機器修理業の許可に係る医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する医薬品医療機器等法施行令第37条の10の規定に基づく許可証の再交付 医療機器修理業許可証再交付手数料
- (225)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第159条の11の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付 販売従事登録証書換え交付手数料
- (225)の5 医薬品医療機器等法施行規則第159条の12の規定に基づく販売従事登録証の再交付 販売従事登録証再交付手数料

(226)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業 技術セ ンター 、食品 開発セ ンター 及び機 械技術 センタ	[略]	[略]		[略]	
	食 品 関 係 機 械 器 具	[略]			
		露点制御式乾燥 装置	[略]		
		蒸気回転釜	同	170円	
		包装機	同	255円	
		殺菌槽	同	400円	
カーボネーター	同	365円			
カウンタプレッ	同	550円			

一使用 料					シャ充填機				
					キャッパー	回	425円		
					野菜洗浄機	回	155円		
					フードスライサ ー	回	135円		
					振動ふるい	回	65円		
					小型遠心分離機	回	230円		
					球根皮剥機	回	55円		
					水物シーラー	回	35円		
					充填機	回	180円		
					脱気箱	回	135円		
					デッキオープン	回	255円		
					ミキサー	回	95円		
					カップシーラー	回	85円		
					加熱かくはん槽	回	140円		
					瓶詰機	回	135円		
	[略]			[略]					
	[略]		[略]	[略]					
	賃貸工場	[略]		賃貸工場	[略]				
				フ ニ ド ・ オ ニ プ ン ラ ボ	そうざい・ソー ス等製造室 清涼飲料水製造 室 製菓・製パン室	1時間 につき 同 同	260円 130円 165円	使用 終了 の時	使用時間が 1時間未満 のときは、 その時間は 1時間とし て計算し、 使用時間に 1時間未満 の端数があ るときは、 その端数は 1時間とし て計算する 。
	[略]			[略]					

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
194の2 医 薬品製造販 売業許可申 請手数料	(1)・(2) [略] (3) 薬局製造販売医薬品 (薬事法施行令第3条第 3号に規定する薬局製造 販売医薬品をいう。以下 同じ。)の製造販売業に 係る許可	[略]		
194の3 医 薬部外品製 造販売業許 可申請手数 料	(1) 薬事法施行令第20条 第2項の規定により厚生 労働大臣が指定する医薬 部外品以外の医薬部外品 のみの製造販売業に係る 許可 (2) [略]	[略]		
194の4 [略]				
194の5 医 療機器製造	(1) 第一種医療機器製造 販売業に係る許可	1件に つき	155,300円	

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
194の2 医 薬品製造販 売業許可申 請手数料	(1)・(2) [略] (3) 薬局製造販売医薬品 (医薬品医療機器等法施 行令第3条に規定する薬 局製造販売医薬品をいう 。以下同じ。)の製造販 売業に係る許可	[略]		
194の3 医 薬部外品製 造販売業許 可申請手数 料	(1) 医薬品医療機器等法 施行令第20条第2項の規 定により厚生労働大臣が 指定する医薬部外品以外 の医薬部外品のみの製造 販売業に係る許可 (2) [略]	[略]		
194の4 [略]				

販売業許可 申請手数料	(2) 第二種医療機器製造 販売業に係る許可	同	130,900円					
	(3) 第三種医療機器製造 販売業に係る許可	同	98,200円					
194の6 [略]				194の5 [略]				
194の7 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	(1) 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業に係る許可更新 (2) [略]	[略]		194の6 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業に係る許可更新 (2) [略]	[略]		
194の8 [略]				194の7 [略]				
194の9 医療機器製造販売業許可更新申請手数料	(1) 第一種医療機器製造販売業に係る許可更新 (2) 第二種医療機器製造販売業に係る許可更新 (3) 第三種医療機器製造販売業に係る許可更新	1件につき 同 同	125,900円 104,200円 79,100円	195 医薬品製造業許可申請手数料	(1) 薬事法施行規則第26条第1項第3号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(無菌)」という。)に係る許可 (2) 薬事法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(一般)」という。)に係る許可 (3) 薬事法施行規則第26条第1項第5号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(包装、表示又は保管)」という。)に係る許可 (4) 薬事法施行規則第26条第2項第2号に掲げる区分(以下「体外診断用医薬品製造区分(一般)」という。)に係る許可 (5) 薬事法施行規則第26条第2項第3号に掲げる区分(以下「体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)」という。)に係る許可 (6) [略]	[略] [略] [略] 同 同 [略]	[略] [略] [略] 66,800円 31,900円 [略]	
196 医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 薬事法施行規則第26条第3項第1号に掲げる区分(以下「医薬部外品製造区分(無菌)」という。)に係る許可	[略]		195 医薬品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(無菌)」という。)に係る許可 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(一般)」という。)に係る許可 (3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(包装、表示又は保管)」という。)に係る許可 (4) [略]	[略] [略] [略] [略]	[略] [略] [略] [略]	
				196 医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げる区分(以下「医薬部外品製造区分(無菌)」という。)に係る許可	[略]		

	(2) 薬事法施行規則第26条第3項第2号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（一般）」という。）に係る許可 (3) 薬事法施行規則第26条第3項第3号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可					る許可 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（一般）」という。）に係る許可 (3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可			
197 化粧品製造業許可申請手数料	(1) 薬事法施行規則第26条第4項第1号に掲げる区分（以下「化粧品製造区分（一般）」という。）に係る許可 (2) 薬事法施行規則第26条第4項第2号に掲げる区分（以下「化粧品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可	[略]				197 化粧品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げる区分（以下「化粧品製造区分（一般）」という。）に係る許可 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げる区分（以下「化粧品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可	[略]	
198 医療機器製造業許可申請手数料	(1) 薬事法施行規則第26条第5項第2号に掲げる区分（以下「医療機器製造区分（滅菌）」という。）に係る許可 (2) 薬事法施行規則第26条第5項第3号に掲げる区分（以下「医療機器製造区分（一般）」という。）に係る許可 (3) 薬事法施行規則第26条第5項第4号に掲げる区分（以下「医療機器製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可	1件につき 同 同	87,300円 66,800円 31,900円			198 削除			
[略]						[略]			
201 医薬品製造業許可更新申請手数料	(1)～(3) [略] (4) 体外診断用医薬品製造区分（一般）に係る許可更新 (5) 体外診断用医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る許可更新 (6) [略]	[略] 同 同 [略]	[略] 42,400円 21,400円 [略]			201 医薬品製造業許可更新申請手数料	(1)～(3) [略] (4) [略]	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]
[略]						[略]			
204 医療機器製造業許可更新申請	(1) 医療機器製造区分（滅菌）に係る許可更新 (2) 医療機器製造区分（	1件につき 同	56,700円 42,400円			204 削除			

部外品又は 医療機器の 定期的GM P適合性調 査手数料	造区分（一般）に係る調 査 (5) 体外診断用医薬品製 造区分（包装、表示又は 保管）に係る調査 (6)～(8) [略] (9) 医療機器製造区分（ 滅菌）に係る調査 (10) 医療機器製造区分（ 一般）に係る調査 (11) 医療機器製造区分（ 包装、表示又は保管）に 係る調査 (12) 医薬品、医薬部外品 若しくは医療機器の試験 検査又は医療機器の設計 及び開発を製造所以外の 施設において行った場合 （他に委託して行った場 合を含む。）に係る調査	同 同 [略] 同 同 同 [略]	1を超える調 査品目の数に 1,000円を乗 じて得た額を 加算した額 3万600円に 1を超える調 査品目の数に 500円を乗じ て得た額を加 算した額 [略] 10万500円に 1を超える調 査品目の数に 2,000円を乗 じて得た額を 加算した額 7万600円に 1を超える調 査品目の数に 1,000円を乗 じて得た額を 加算した額 3万600円に 1を超える調 査品目の数に 500円を乗じ て得た額を加 算した額 [略]	薬部外品の 定期的GM P適合性調 査手数料	(4)～(6) [略]	[略]	[略]
218の6・218の7 [略]				218の5・218の6 [略]			
218の8 医 薬品、医薬 部外品又は 医療機器の 承認事項一 部変更承認 申請時GM P適合性調 査手数料	(1)～(3) [略] (4) 体外診断用医薬品製 造区分（一般）に係る調 査 (5) 体外診断用医薬品製 造区分（包装、表示又は 保管）に係る調査 (6)～(8) [略] (9) 医療機器製造区分（ 滅菌）に係る調査 (10) 医療機器製造区分（ 一般）に係る調査 (11) 医療機器製造区分（ 包装、表示又は保管）に 係る調査 (12) 医薬品、医薬部外品	[略] 同 同 [略] 同 同 同 [略]	[略] 32,500円 15,200円 [略] 47,200円 32,500円 15,200円 [略]	218の7 医 薬品又は医 薬部外品の 承認事項一 部変更承認 申請時GM P適合性調 査手数料	(1)～(3) [略] (4)～(6) [略]	[略]	[略]

	若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査				品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査			
	218の8 医療機器製造販売業許可申請手数料	(1) 第一種医療機器製造販売業に係る許可 (2) 第二種医療機器製造販売業に係る許可 (3) 第三種医療機器製造販売業に係る許可	1件につき 同 同	155,300円 130,900円 98,200円				
	218の9 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料		1件につき	130,900円				
	218の10 医療機器製造販売業許可更新申請手数料	(1) 第一種医療機器製造販売業に係る許可更新 (2) 第二種医療機器製造販売業に係る許可更新 (3) 第三種医療機器製造販売業に係る許可更新	1件につき 同 同	125,900円 104,200円 79,100円				
	218の11 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料		1件につき	104,200円				
	218の12 医療機器製造業登録申請手数料		1件につき	37,600円				
	218の13 体外診断用医薬品製造業登録申請手数料		1件につき	37,600円				
	218の14 医療機器製造業登録更新申請手数料		1件につき	24,800円				
	218の15 体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料		1件につき	24,800円				
	218の16 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料		1件につき	155,300円				
	218の17 再生医療等製		1件につき	125,900円				

					品製造販売 業許可更新 申請手数料				
[略]					[略]				
222 医薬品 販売先等変 更許可申請 手数料		1 件に つき		7,100円	222 削除				
223 医薬品 配置販売従 事者身分証 明書の交付 、書換え交 付又は再交 付手数料	[略]				223 配置従 事者身分証 明書の交付 、書換え交 付又は再交 付手数料	[略]			
[略]					[略]				
223の4 高 度管理医療 機器等の販 売業又は賃 貸業の許可 申請手数料	[略]				223の4 高 度管理医療 機器等の販 売業又は賃 与業の許可 申請手数料	[略]			
223の5 高 度管理医療 機器等の販 売業又は賃 貸業の許可 更新申請手 数料	[略]				223の5 高 度管理医療 機器等の販 売業又は賃 与業の許可 更新申請手 数料	[略]			
[略]					[略]				
223の8	[略]				223の8	[略]			
223の9 輪 出用医薬品 、医薬部外 品又は医療 機器の製造 時GMP適 合性調査手 数料	(1)～(3) [略]	[略]	[略]	[略]	223の9 再 生医療等製 品販売業許 可申請手 数料		1 件に つき	29,000円	
	(4) 体外診断用医薬品製 造区分（一般）に係る調 査	同		32,500円	223の10 再 生医療等製 品販売業許 可更新申請 手数料		1 件に つき	11,000円	
	(5) 体外診断用医薬品製 造区分（包装、表示又は 保管）に係る調査	同		15,200円	223の11 輪 出用医薬品 又は医薬部 外品の製造 時GMP適 合性調査手 数料	(1)～(3) [略]	[略]	[略]	[略]
	(6)～(8) [略]	[略]	[略]	[略]		(4)～(6) [略]	[略]	[略]	[略]
	(9) 医療機器製造区分（ 滅菌）に係る調査	同		47,200円					
	(10) 医療機器製造区分（ 一般）に係る調査	同		32,500円					
	(11) 医療機器製造区分（	同		15,200円					

	包装、表示又は保管）に係る調査								
	(12) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査	[略]	[略]			(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査	[略]	[略]	
223の10 輸	(1)～(3) [略]	[略]	[略]			223の12 輸	(1)～(3) [略]	[略]	[略]
出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的GMP適合性調査手数料	(4) 体外診断用医薬品製造区分（一般）に係る調査	同	7万600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額			出用医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料			
	(5) 体外診断用医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査	同	3万600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額				(4)～(6) [略]	[略]	[略]
	(6)～(8) [略]	[略]	[略]						
	(9) 医療機器製造区分（滅菌）に係る調査	同	10万500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額						
	(10) 医療機器製造区分（一般）に係る調査	同	7万600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額						
	(11) 医療機器製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査	同	3万600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額						
	(12) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査	[略]	[略]				(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査	[略]	[略]
						223の13 薬局開設許可証書換え交付手数料		1件につき	2,000円
						223の14 薬局開設許可		1件につき	2,900円

		書換え交付 手数料				
		223の22 医 療機器又は 体外診断用 医薬品の製 造業登録証 再交付手 数料	1件に つき	2,900円		
		223の23 再 生医療等製 品の製造販 売業許可証 書換え交付 手数料	1件に つき	2,000円		
		223の24 再 生医療等製 品の製造販 売業許可証 再交付手 数料	1件に つき	2,900円		
224 薬局開 設許可証、 医薬品販売 業許可証、 高度管理医 療機器等の 販売業若し くは賃貸業 の許可証又 は医薬品の 販売先等変 更許可証の 書換え交付 手数料	[略]	224 医薬品 販売業許可 証、高度管 理医療機器 等の販売業 若しくは貸 与業の許可 証又は再生 医療等製品 販売業許可 証の書換え 交付手数料	[略]			
225 薬局開 設許可証、 医薬品販売 業許可証、 高度管理医 療機器等の 販売業若し くは賃貸業 の許可証又 は医薬品の 販売先等変 更許可証の 再交付手 数料	[略]	225 医薬品 販売業許可 証、高度管 理医療機器 等の販売業 若しくは貸 与業の許可 証又は再生 医療等製品 販売業許可 証の再交付 手数料	[略]			
[略]		[略]				
225の3 [略]		225の3 [略]				
		225の4 販 売従事登録 証書換え交	1件に つき	2,000円		

[略]	付手数料			
	225の5 販 売従事登録 証再交付手 数料		1件に つき	2,900円
[略]	[略]			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、別表第1の9の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 葉事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条の規定によりなお従前の例によることとされる申請についての処分に係る手数料については、なお従前の例による。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第54号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
14	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び母子及び寡婦福祉法の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]	14	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]
[略]			[略]		
18の12	[略]		18の12	[略]	
18の13	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第8条第2項の規定による申請の受理に関する事務	各市町村			
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。